

移住ウェブサイトプロモーション事業 業務委託仕様書

〔1〕 委託業務名 移住ウェブサイトプロモーション事業 業務委託

〔2〕 目 的

松山市の魅力や暮らしやすさを発信する移住ウェブサイトや Instagram を運営するとともに、新たなコンテンツの作成を行うことにより、県外在住者に松山市の魅力を発信し、松山市への UIJ ターンや定住を促進することを目的とする。

〔3〕 履行期間 契約締結日～令和8年3月31日まで

〔4〕 履行場所 市長が指定する場所

〔5〕 業務内容

移住ウェブサイト「いい、暮らし。まつやま」と Instagram の投稿内容との連携を図り、松山市の暮らしやすさや支援制度、取組みを分かりやすくデザイン性の高い内容で効果的に発信する。

また、情報の見つけやすさを重視した移住ウェブサイトのトップページのリニューアルや移住者インタビューの更新を行い、ウェブサイトと Instagram の2つの媒体を軸にした情報発信を行う。

〔6〕 業務項目

1. 移住ウェブサイト「いい、暮らし。まつやま」の活用・更新

松山市から提供する既存の移住ウェブサイト「いい、暮らし。まつやま」(<https://matsuyama-kurashi.com/>)と Instagram (@iikurashi_matsuyama) との投稿内容やデザインを統一させ、2つの媒体を活用し更新すること。

(1) 移住に関するプロモーション

移住検討者に対して、以下の内容をプロモーションするための企画を提案する。

事業規模はアとイで600,000円(税抜)、ウで840,000円(税抜)程度とする。

ア. 移住ウェブサイト「いい、暮らし。まつやま」のアクセス数向上

【目標】 ページビュー数250,000以上

イ. 支援制度の利用向上

①まつやまお試し滞在補助金(※)の利用向上

【目標】 100件以上

※まつやまお試し滞在補助金

県外在住の移住検討者を対象に、松山市の住環境や子育て環境、自然環境などを視察、情報収集をする際にかかる宿泊代やレンタカー代に対して、一部補助を行う。

②移住体感ツアー(※)及び移住者交流会の募集定員数確保

【目標】 各募集定員数

※移住体感ツアー

県外在住の移住検討者を対象に、松山市内を1泊2日で巡るオーダーメイド型移住体感ツアー及びパッケージ型移住体感ツアー

※移住者交流会

松山市に移住した方や松山市へ移住を検討している方同士がコミュニティを広げられるよう定期的に開催している交流会

ウ. 定住促進住宅（※）の入居率向上

【目標】新規入居者 神浦定住促進住宅：4件 ハイムインゼルごごしま：2件

※定住促進住宅

移住を考える忽那諸島外在住者が、忽那諸島で一定期間移住体験ができる施設。

中島：神浦定住促進住宅（最長1年） 興居島：ハイムインゼルごごしま（最長3年）

移住ウェブサイト「いい、暮らし。まつやま」内に紹介ページあり。

(<https://matsuyama-kurashi.com/satoshima/>)

(2) 移住者インタビューの更新

「いい、暮らし。まつやま」サイト内の百色移住者インタビューを更新するとともに同記事をInstagramでも発信する。インタビューは5名程度の記事を更新すること。アポ取りや、謝礼の支払い、撮影コーディネート、先方校正等も含む。また、撮影した電子データを松山市に提出すること。

(3) ウェブサイトトップページのリニューアル

情報の見つけやすさを重視した移住ウェブサイトのトップページのリニューアルを行う。

ア. SNS アカウントの見つけやすさ

ウェブサイト「いい、暮らし。まつやま」のトップページから、Instagram「いい、暮らし。

まつやま」(@iikurashi_matsuyama) やアンバサダーの SNS アカウントを見つけやすい位置に配置する。

イ. トピックス及びピックアップ記事の見やすさと見つけやすさ

トピックスやピックアップ記事の掲載部分について、一目で多くの情報を見つけられるよう配置する。

(4) 学生向け移住ガイドブック更新に伴う移住ウェブサイト等のデータ更新

ア. 移住ウェブサイト「いい、暮らし。まつやま」ガイドブックページ

(<https://matsuyama-kurashi.com/guidebook/>) のデータ更新

データが語る松山の暮らしやすさ

- ・特設コンテンツのリンク先変更

変更後リンク：<https://matsuyama-kurashi.com/student/>

イ. 学生版いい、暮らし。まつやま (<https://matsuyama-kurashi.com/student/>) のデータ更新
ガイドブックで見る松山

- ・特設コンテンツのリンク先変更

変更後リンク：https://matsuyama-kurashi.com/guidebook/pdf/ijuguide_highschool.pdf

- ・WEB カタログ削除

移住ウェブサイト上において、その他データ更新が必要となった場合は、随時、松山市と相談の上、更新作業を行う。

(5) セキュリティリスクへの対応

令和6年度に実施した松山市移住サイトに対する脆弱性診断結果に対応することで、顕在化しているセキュリティリスクに対応する。

その他、脆弱性診断で発見されたもの以外でセキュリティリスクが想定される事項があると判断される場合、指摘・対応策・この対応に関する概算見積を合わせた報告書を提出すること。

ア. 脆弱性診断結果に対するセキュリティ対応

- ①コンテンツセキュリティポリシー（CSP）対応
- ②アンチクリックジャッキングヘッダ対策
- ③JS ライブラリ更新
- ④CSRF 対策
- ⑤WordPress セキュリティ対応
- ⑥実施報告書の提出

①～⑥の対応に関する実施報告書

イ. その他、脆弱性リスクに関する提案

- ①指摘事項
- ②対応策
- ③概算見積

2. SNS の活用・更新

Instagram (@iikurashi_matsuyama) の投稿及び、松山市から提供する既存の移住ウェブサイト「いい、暮らし。まつやま」(<https://matsuyama-kurashi.com/>) との連携を図り、デザイン性の高い内容での効果的な情報発信を行うこと。

(1) Instagram 「いい、暮らし。まつやま」による情報発信

Instagram 「いい、暮らし。まつやま」 (@iikurashi_matsuyama) で松山の暮らしやすさや取組みに関する情報発信を行う。

・運用

- ①月4回以上、移住や松山の暮らしやすさに関する投稿を行うとともに投稿をした際はストーリー等を更新し、周知を図る。なお、下記については松山市で投稿するため、回数には含めない。
 - ・移住者交流会の参加者募集及び開催レポート
 - ・移住体感ツアーの参加者募集
 - ・移住フェア出展の周知
- ②上記のうち、月に1回は松山の自然や各地区の魅力、移住者の暮らしぶり等が分かるよう動画を撮影し、リール動画を投稿すること。
- ③全投稿のうち、2投稿以上は移住者が開いている店舗を特集し、紹介する。
- ④フィードやリール動画を含め各投稿のデザインには統一感を持たせ、#（ハッシュタグ）を用いるとともに写真が検索されやすい工夫を行い、新規フォロワーの獲得を目指すこと。
- ⑤投稿作成に関わる原稿・写真素材等は受託者側で制作すること。ただし一部素材は松山市から提供する。
- ⑥閲覧者からのコメントへの返信も行い、返信前には必ず松山市の了解を得ること。
なお、1つの投稿記事に関するコメントに対し、10件を超えるコメントが寄せられた場合

には、松山市との協議の上で可能な範囲での対応とするが、極力すべてのコメントに返信できるよう努めること。

- ⑦セキュリティについて、管理体制を徹底し、トラブルが発生した場合は、ただちに適切な処理を行うとともに、松山市へ報告を行うこと。また、本業務で使用する端末は限定し、アカウントへのログインパスワード管理は、限られた者のみで行うこと。

・フォロワーの分析

投稿毎のインサイトやフォロワーの属性などのデータを分析し、結果を松山市へ提出するとともに今後の施策展開に生かすこと。

・アカウントの周知及びフォロワー増加のための施策

アカウントの周知及び県外のフォロワー増加のための施策を2回以上は実施すること。

(2) インフルエンサーによる情報発信

インフルエンサーが SNS で松山の暮らしやすさや子育て環境などの情報発信を県外在住の移住検討者へ向けて行う。

- | | |
|--------------|---|
| ・使用する SNS | Instagram |
| ・インフルエンサーの人数 | 1人以上 |
| ・インフルエンサーの条件 | ①Instagram のフォロワー50,000人以上
②フォロワーのうち7割以上が県外在住者 |
| ・投稿期間 | 令和7年8月～令和8年3月まで |
| ・投稿回数 | 毎月1投稿以上 |
| ・その他 | インフルエンサーの選定及び投稿内容について事前に協議をすること。
インフルエンサーの投稿後は Instagram 「いい、暮らし。まっやま」 でストーリーズを更新するなど周知を図ること。
インフルエンサーの各投稿に対するインサイトの結果を提出すること。
投稿後の効果検証を行い、報告書へ記載すること。 |

3. プレゼントの手配

移住促進事業の協力者への抽選プレゼントの手配

移住促進事業の協力にご登録された方に対して抽選プレゼントとして送付する松山名産品を選定し、手配する。

- ・個数 100個
- ・単価 1,000円程度
- ・その他 納品は3回に分けて行うものとする。

4. 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

本業務の目的を達成するための独自提案も可能とする。

ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

5. 定期ミーティング（業務報告会）の実施

本業務の進め方の協議や進行管理・成果等については、常に松山市と連携を図り、情報共有をしながら適切な業務遂行がされるよう、原則、松山市役所において定期ミーティングを行うこと。

〔7〕ウェブサイトの基本方針

1. パソコン（Windows10 以上、MacOS 最新版）並びに iOS 最新版、AndroidOS 最新版をプラットフォームとした各スマートフォンにて松山暮らしの魅力を紹介するコンテンツを制作すること。
2. 松山市から提供する既存の「いい、暮らし。まつやま」ウェブページの構成及びデザインのファイル一式を活用し、既存のコンテンツについても引き続き構築・運営すること。既存サーバーは「さくらインターネット」、CMS は「Word Press」を使用。
3. ドメインについて、移住ウェブサイト「matsuyama-kurashi.com」を使用すること。
4. サイトデザインにあたっては、松山市から提供するテキスト、イラスト、写真、画像、映像データ等の活用を基本に、受託者の作成したイラスト・アイコン等の使用や文字の大きさ、配置、配色等を考慮し、利用者がみやすいものとする。
5. 効果的な発信・拡散を実施すること。
6. パソコン、タブレット及びスマートフォンの標準的な回線速度において、ユーザビリティを考慮し、ストレスを感じない閲覧状態・構成・速度を意識した上、作成すること。
7. 「Microsoft Edge」、「Google Chrome」、「Firefox」、「Apple Safari」等の主要なブラウザの最新バージョンで、正常動作すること。

〔8〕その他運営上の要件

1. 実施体制

実施体制には、業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

2. 事業計画書の作成

契約締結後、事業計画書を作成し、提出すること。

3. 業務完了報告書の作成

事業実施後において、業務完了報告書を作成し、提出すること。

4. 松山市事業との連動

松山市が行う各種プロモーション事業と必要に応じて連携・連動すること。

〔9〕成果品

■ウェブサイトや SNS で使用したテキスト、画像、動画データ等

※納品場所 松山市二番町四丁目 7 番地 2

松山市役所 坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課

〔10〕契約に関する条件等

1. 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、本業務の一部については事前に書面にて報告し、松山市の承諾を得たときは、この限りではない。

2. 成果品の利用及び著作権

（1）受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製

権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに松山市に譲渡するものとする。

(2) 松山市は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項に該当しない場合においても、受託者と協議のうえ、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

(3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

3. 業務の履行に関する措置

松山市は本業務(再委託した場合を含む)の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に松山市に書面で通知しなければならない。

4. 機密の保持

受託者は、本業務(再委託した場合を含む)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

5. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

6. 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ松山市と協議の上、承認を得ること。